小型空調契約選択約款

令和８年１０月１日

青 森 ガ ス 株 式 会 社

目　　　　　　次

１．目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３．適用条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
４．契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１～２
５．使用量の算定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
６．料金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
７．単位料金の調整　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～３
８.その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

別　　表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～５

附　　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

小型空調契約選択約款

１．目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

２．用語の定義

（１）「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力１０５．５kw（３０US.RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。

（２）「その他期」とは、６月使用分（５月検針日の翌日から６月検針日まで）から９月使用分（８月検針日の翌日から９月検針日までの４ヶ月間をいい、「冬期」とは１０月使用分（９月検針日の翌日から１０月検針日まで）から５月使用分（４月検針日の翌日から５月検針日まで）までの８ヶ月間をいいます。

（３）「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（４）「単位料金」とは、７に定める基準単位料金（税抜）または調整単位料金をいいます。

（５）「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」…基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法 63 条の 2 の規定に基づき記載するものです。

（６）「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」…基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

３．適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

４．契約の締結

（１）お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約１種、または小型空調契約２種のいずれかを契約していただきます。

（２）契約期間は次のとおりといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。

②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

（３）当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から１年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための

一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(４)において同じ)。

(４)当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

５．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、前回の検針日以降、今回の検針日内に解約を行った場合には、今回の検針日または解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

６．料金

(１) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して３０日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(２) 当社は、小型空調契約１種には別表の料金表１を、小型空調契約２種には別表の料金表２を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。

(３) 料金は、口座振替又は払込みのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款３７（１）①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

７．単位料金の調整

(１)当社は、毎月、(２)②により算定した平均原料価格が(２)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の１(３)のとおりといたします。

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートルあたり）

＝基準単位料金（税抜）＋０．０８２円×原料価格変動額／１００円

ロ．　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートルあたり）

＝基準単位料金（税抜）－０．０８２円×原料価格変動額／１００円

(備　考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

(２)(１)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりと

いたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

８８，３２０円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表の１（３）に定められた各３か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）及びトン当たりプロパン平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格

＝トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９５４４

＋トン当たりプロパン平均価格×０．０４９６

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社事業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

（算　式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

８．その他

（１）その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

（別　表）

１．　早収料金の算定方法

（１）早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計といたします。

（２）従量料金は、基準単位料金（税抜）または７の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（３）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位

料金を適用いたします。

④　料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤　料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥　料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦　料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（4）調整単位料金を算定しなかった場合、冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。

２．料金表１（小型空調契約１種）

（１）基本料金

１カ月及びガスメーター １個につき	１５，４００．００円（税込）
	１４，０００．００円（税抜）

（２）基準単位料金

	冬　　期	そ　の　他　期
１立方メートル	１６８．０６９円（税込）	１５８．１６９円（税込）
	１５２．７９　円（税抜）	１４３．７９　円（税抜）

（３）調整単位料金

（２)の基準単位料金（税抜）をもとに、７の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

３．料金表２（小型空調契約２種）

（１）基本料金

１カ月及びガスメーター１個につき	４，４００．００円（税込）
	４，０００．００円（税抜）

（２）基準単位料金

	冬　　期	そ　の　他　期
１立方メートル	１８２．４１３円（税込）	１７９．６８５円（税込）
	１６５．８３　円（税抜）	１６３．３５　円（税抜）

（３)調整単位料金

（２）基準単位料金の基準単位料金（税抜）をもとに、７の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

附　則

1.　本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成２９年４月１日から実施いたします。
本選択約款は、平成３０年７月１６日改定実施いたします。
本選択約款は、平成３１年４月１日改定実施いたします。
本選択約款は、令和元年１０月１日改定実施いたします。
本選択約款は、令和７年５月１日改定実施いたします。
本選択約款は、令和８年10月１日改定実施いたします。